

令和4年1月14日

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の 一部改正に係る意見募集について

I 改正等の目的

令和2年9月より12月にかけて、「投資信託協会が定めている投資信託の運営（運用・計理・開示等）に係る諸規則等の見直しに関する意見募集について」を実施し、これら寄せられた意見のうち、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則等について所管の不動産投信専門委員会を中心に検討したところである。

その検討結果を踏まえ、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則及び不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議について所要の整備を図ることとしたい。

II 募集期間

下記の日程で、意見募集を実施する。

令和4年1月14日（金）より令和4年1月28日（金）（午後5時）まで

今般の改正は、主として実務運営の実態に即した改正、その他字句修正を行う趣旨のものであり、実務運営の本質的な変更や修正を求めるものではないことから、意見募集期間は2週間とすることとしたい。

III 主な改正等の内容

(1) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則

イ 長期修繕計画等に係る開示で、運用報告書等において積み立てられた金額の計算期間について、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則と平仄を取る。

(第11条)

ロ 資本的支出の開示について、約款等に定める公告だけでなく、電磁的方法の開示を認める。

(第24条)

(2) 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

イ 長期修繕計画等に係る開示で、運用報告書等において積み立てられた金額の計算期間について、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則と平仄を取る。

(第22条、第26条、第29条、第34条)

ロ その他所要の整備を図る。

(第6条、第26条、第34条)

(3) 不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議

実務に合わせて用語の修正を行う。

((9) 投資口に関する事項及び(24) 不動産等及び資産対応証券等の売買状況等)

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行ったのち、令和4年2月開催予定の自主規制委員会及び理事会において、規則等の一部改正を行うことを目標とする。

以 上